

# 令和3年 夏の県民交通安全運動

7月11日(日)～20日(火)は

「夏の県民交通安全運動」期間です

令和3年夏の県民交通安全運動の重点項目は、①子どもと高齢者の交通事故防止、②自転車の安全利用の推進、③飲酒運転の根絶です。

交通事故を防ぐため、全ての人が交通ルールの順守と交通マナーの実践に努めましょう。

詳しくは、本市民協働推進課(回②2463)へ。

年間スローガン：自転車も 止まってよく見て 交差点

サブスローガン：ヘルメット かぶろう未来を 守るため



## 自転車の安全利用の推進について

県交通安全条例の改正により、令和3年4月1日から自転車利用者の自転車保険の加入が義務化され、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されました。

日常生活において気軽に利用できる自転車ですが、他者に被害を与えることや、また被害に遭う可能性があります。自転車が車両であることを認識し、万が一の事態に備え、必ず自転車保険に加入し、ヘルメットの着用に努めましょう。

### 1 自転車保険に加入しましょう

自転車事故による高額賠償事例が増加しています。自身や家族の自転車保険加入状況や補償内容

#### 自転車保険加入チェック表

自転車向けの賠償責任保険に入っていますか？ (TSマークも該当します)		
はい	いいえ	
分からぬ	いいえ	
次の保険に入っていますか？		
■自動車保険	■火災保険	■傷害保険
■全労済・市民共済	■学校のPTA保険など	
はい	分からぬ	いいえ
既に加入している保険、共済などで、自転車による賠償事故を補償する特約※を付けられる場合があります。		
特約を付けましたか？		
はい	いいえ	
自転車保険に加入しています	保険証券を用意し、加入の保険会社に確認してください。特約を付けていましたか？	
はい	いいえ	
自転車保険に加入していません。自転車保険の加入や他の保険での特約を検討してください		

※特約の名称は保険会社によって異なります

を確認しましょう。既に加入している自動車保険などの特約により補償を受けられる場合もあります。未加入の場合は、自転車保険などに加入する必要があります。

なお、自転車安全整備士による点検・整備を受けることで、1年間有効の賠償責任保険と傷害保険が付帯する「TSマーク」の貼付を受けることができます。

県が認定した自転車保険がありますので参考にしてください。詳細は、県ホームページを確認してください。

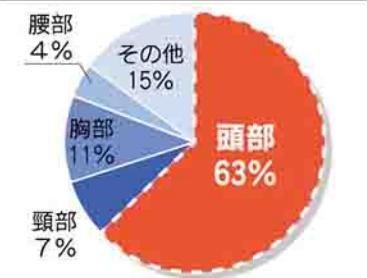


◀ 県ホームページ

### 2 ヘルメットを正しく着用しましょう

自転車死亡事故における致命傷は、6割以上が頭部損傷によるものです。また、ヘルメット着用状況別の致死率では、着用時は非着用時の3分の1以下の数値であり、頭部保護の重要性とヘルメット着用の有効性を示しています。

自転車乗用中の死者の致命傷部位



(出典：警察庁)

ヘルメット着用状況別致死率



(出典：警察庁)